

『公開講演会記録』「新しい世代が見た満洲」 第5回（最終回）

# 満洲国の「国民」とは誰だつたのか —国籍と戸籍から考える満洲国と日本人

早稲田大学台湾研究所招聘研究員 遠藤正敬

## はじめに

1932年3月1日、日本は「3千万民衆」からなる独立国家として「満洲国」を発足させた。満洲国統治は2つの点で近代日本にとって未曾有の経験となつた。

第1に、満洲国の構成員は、日本人／植民地人という、それまでの日本の帝国統治における対立軸では画しきれない多元性を備えていた点である。満洲国建国時に在住人口が約15万人ほどであった日本人は指導民族たるべき存在と目されたものの、「民族協和」という満洲国建国の国是に則すればあくまで満洲国を構成する1つの民族ということになる。

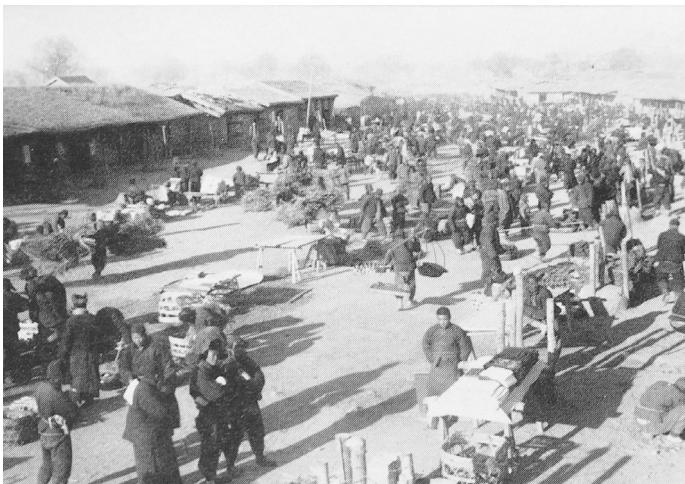
満洲国の住民として、日本人以外には主として、A—朝鮮人、B—漢族・モンゴル人・満洲族、C—白系ロシア人、D—中国人労働者（いわゆる「苦力」）といった存在があつた。Aは「大日本帝国」では「日本臣民」であるが、戸籍の区分によつて内地人と峻別され、「二等公民」の扱いであった。だが、満洲国においては「朝鮮人」という民族的主体として尊重される。Bは在来の満洲住民であり、「満洲人」とも総称された。なかんずく、漢族は満洲国人口の約90%を占める最大民族であった。

満洲国において日本人および朝鮮人を除いた場合、主要な「外国人」として扱われたのはCとDであった。Cはハルビン

に集住し、大半がロシア革命後、ソビエト政府に反旗を翻して亡命してきた政治難民であり、事実上の無国籍者であつた。また、主に中国華北から流入してくるDは、満洲国とすれば「外国」からの移民ということになるが、民族としてみれば満洲国の最大民族である漢族に属する。このように人種・民族・国籍とは別次元の対立軸が交錯する社会的亀裂を与えていた満洲国において多元的な住民を統合し、「国民」たる意識をいかに醸成していくべきか、そして日本人をこの複合民族国家のなかでどのように位置づけるかは難儀な課題となつた。

第2は、満洲国はかつてない規模で大量の日本人移民が送り込まれた国策移民





にぎわう農産物市場

国家であったことである。大正期までの日本人移民の主要な送出先は米国であったが、1924年にいわゆる排日移民法が成立した時点で在米日本人人口は13万人であった。

一方、満洲国では1932年より試験移民が開始され、1936年8月25日、広田弘毅内閣は「十大国策」のひとつとして「二十箇年百万戸五百万人」の満洲開拓民計画を閣議決定し、翌年よりこれ

を実行に移した。さらに1938年1月に16～19歳の日本人男子を対象とした「満蒙開拓青少年義勇軍」が創設され、約8万5千人が満洲に送り込まれた。結果、終戦時の満洲国において日本人（内地人）は155万人（関東州在住25万人含む）が在留していた。そのうち開拓移民は約27万人で、引き揚げに至るまでの死亡者は約7万8500人にのぼっている。終戦後、帰国できなかつた在満日本人は「中国残留孤児・残留婦人」と公称され、あたかも自分の意思で現地に残ったかのようなイメージが附加された。

1946年から開始された日本人の帰国事業は1959年に終結し、「未帰還者に関する特別措置法」（1959年法律第7号）により、生死不明の約1万4000人の元開拓移民が「戦時死亡宣生」を受けて国家的保護の対象から除外された。戸籍から抹消され、日本人としての国籍証明のみならず、人間としての存在証明までも失つた。

帰国した「残留孤児」たちは、戦後の早期帰国実現や帰国後の生活支援における不作為を問うて2002年12月に國家賠償請求訴訟に踏み切り、全国各地で同様の訴訟が相次いだ。右の訴訟事件により、日本人に対する未完の戦後処理とし

て禍根を残していることが突きつけられる。

近代国家において国籍は国家との政治的かつ精神的な紐帶であり、国民に国家との権利義務関係を発生させるとともに、国家への忠誠心の源泉であるとされてきた。だが、満洲国に移民として渡った日本人はそのまま日本国籍を保持していたのであろうか。あるいは満洲国の「国民」という地位に転じたのであろうか。「日本人」の証明となる戸籍は満洲国ではどのように取り扱われたのか。日本および満洲国の統治者は日本人のアイデンティティをどのように統制しようとしたのか。あらためてこれらの問題を考えねばならない。

### 満洲国における国籍問題の浮上

木戸幸一の日記によれば、1932年1月11日、関東軍先任参謀の板垣征四郎が「御進講」で満蒙における新国家建設の事情等について講話した。内大臣秘書官長であった木戸はこれを聴講し、新国家組織について「其要路には邦人を参加せしむべく、それらの邦人は新国家に帰化すると云ふ建前にて、且下帰化法、二重国籍法の研究中なり等の話あり。かな

り吾々の頭と隔りのあるには驚きたり」との感想を記していた。満洲国建国に備えて早くも関東軍が国籍法の立案研究に着手していた状況がわかるが、日本人の満洲国参画を合理化する手段としての帰化、さらに二重国籍がその骨子とされていることは、中央からみれば性急にして非合理な構想と考えられたのである。

満洲国では草創期より日本人の国籍問題として念頭に置かれたのは、日本人官吏の国籍であった。満洲国は建国の正統性を強調するために「満洲人」の掌握する国家であることを演出せねばならない。よって少なくとも在満日本人の原初的地位は「外国人」となる。政府機構には「満洲人」の旧官僚や親日派を第一に登用し、日本人は「顧問」の身分として政府機構に参加させることで、日本は援助指導の立場であることを対外的に説明できることを必須と考える。だが、日本人が新国家の中枢となることを必須と考える関東軍では、石原莞爾のように、満洲国政府に奉職する日本人は満洲国へ国籍を変更することが独立国家の形式として最善であるとの意見がみられた。

満洲事変以降、日本国内では「満洲熱」が高まり、これを煽り立てたのは新聞とラジオの満洲をめぐる報道合戦であった。

だが、日本人官吏の国籍問題について確然たる方針が打ち出せぬ間は、日本人の満洲国官吏任用に関しては報道管制が敷かれた。関東軍からこの問題に関する機密保持を指示された関東庁警務局長は、1932年2月19日付で「日本人力満蒙新國家ノ政治乃至行政ニ参与シ又ハ之等ノ機関職員タル事」について新聞記事の差止を管下警察署長に示達し、さらに内地や植民地でも同様の措置をとるよう拓務省に指示した。

1932年3月1日、満洲国政府の名で「満洲国建国宣言」が発布され、同年9月15日には「日満議定書」の締結により、日本政府は満洲国を「独立国家」として承認した。これに先がけて同年3月12日に日本政府が閣議決定した「満蒙新国家成立ニ伴フ对外関係処理要綱」では、「新国家」に対して「漸次独立国家タルノ実質的要件ヲ具備スル様誘導シ将来国際的承認ノ機運ヲ促進スルニ努ムルコト」が主眼とされた。これによれば独立国家の要件として「国民」たる資格を決定する国籍法を整備することが「国際的承認」を得るために必須である。

建国草創の関東軍においては、国籍法制定に先がけて、主権国家の根本法規としての満洲国憲法の制定を求める動きが

あつた。1932年7月より満洲国参議に就任した筑紫熊七（元陸軍中将）は1933年8月に「満洲国憲法私案」を起草していた。その第20条は「満洲国民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定していた。

これは大日本帝国憲法第18条の「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」という文言を踏襲したものであり、この「法律」とはいうまでもなく国籍法であるが、筑紫の私案にはその注意点として「国民ハ民族ノ如何ヲ問ハス、国籍ヲ満洲國ニ有スル者トス」とした上で、「苟モ独立国トシテ其ノ国格ヲ保有セントスルニハ、國家ノ一大要素タル國民ハ、嚴格ナル意義ニ於テ其ノ国籍ヲ満洲國ニ有セシムヘキモノトス。決シテ此ノ國ヲシテ國際都市タラシム可ラス」と記されていた。独立国として「満洲国国籍」を創設し、これを各民族に一律に付与して国民として統合していく方針を強調していた。

この国籍の強制的付与は個人の国籍決定の自由に反するものとなるので、満洲国が近代国家を標榜する以上、実行は難しいものであった。とまれ、筑紫の起草したように憲法上に「国民」の資格要件は国籍法に委ねると明記する立法方針は

後述する関東軍の国籍法案にも表見するものである。

1934年3月1日、執政溥儀は満洲國皇帝に即位し、満洲国は「満洲帝国」(The Empire of Manchou)へと装いを替えた。だが依然として満洲国憲法は制定に至らず、「国民」の法的規定は確立されないままであった。

### 「満洲国国籍」は存在したのか

満洲国の成文法においては「国民」を表す場合に専ら「人民」という文言が用いられた。例えば、1932年3月9日に公布された人権保障法（大同元年教令第2号）の第1条には「満洲国人民ハ身体ノ自由ヲ侵害セラルコトナシ」と定められていた。では、この「満洲国人民」とはいかなる範囲の者を指すのか、その公式の範囲を定めた法令はなかった。ただし、建国宣言の第5段には「原有ハ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ハ国人ニシテ長久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享ケルコトヲ得」（傍点、筆者）とうたわれていた。この「五族協和」の建国理念こそが「満洲国人民」を画定する条理として重要な意味をもつものとなつた。



各民族の学生が集まつた建国大学

建国草創期より満洲国国籍法を制定する動きは各方面でみられた。1932年から1936年にかけて関東軍特務部、満洲国政府、南満洲鉄道（満鉄）経済調査会等によつて満洲国国籍法案が立案された。例えば、満鉄経済調査会の平井庄壱による「満洲国の国籍問題」（1934年9月）が、独立国たることを内外に宣言しながら「近代国家の形式を備ふる満洲国が一国の憲法的事項たる国籍法を永く不文法と為すの不都合」を訴えていたように、いずれも立法の動機は、自國

民の範囲を成文を以て明確にすることが焦眉の急務とされたのである。

各法案は、国家建設のために日本から官民を通じて広く人材を登用するにあたつて、日本国籍を保持させたまま満洲国との「二重国籍」として扱う方針が大半であった。日本人を満洲国に帰化させるとすれば、日本の国籍法（1899年法律第66号）は第20条で、帰化した者は日本国籍を失う、と定めていたので、日本人の積極的な満洲国建設事業への参加を妨げることになるからである。

しかしながら、日本人が日本国籍を保持したまま満洲国の「国民」となる場合、1915年の「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」では、日本人は満洲国において領事裁判権や課税の免除といった治外法権を有し、これは満洲国の独立国家たる外貌を損なうものと懸念されていた。よって、在満日本人を二重国籍として扱うにしても、治外法権を存続させておくのであれば、「五族」が均等に待遇されるという「民族協和」の建国理念に背馳するものとなる。

こうした在満日本人の特権的地位をめぐる苦慮は、国籍法の核となる国籍取得の原則についても影響した。一般に出生時に国籍を取得する原則として、親の国

籍を子が継承する血統主義と、出生した国の国籍を取得する出生地主義がある。

満洲国政府の草案は、満洲国を移民主体の多元的国家として運営していく長期的視野から、出生地主義を採用していた。

一方、日本人移民の本国との関係を優先する関東軍や満鉄の草案では、血統主義を採用すればその子孫も「満洲国国籍」として受け入れることができると考えて合意に至らなかった。

また、日本人の国籍問題以外にも難題が少なくなかった。国籍上は「日本臣民」である朝鮮人について、日本人同様に日本国籍を離脱させて单一の満洲国国籍とするかは、先述したように日本の朝鮮統治に関わる問題であった。

さらに、反ソビエトという政治色の濃い「白系ロシア人」を満洲国の「国民」に編入した場合に生じる対ソ関係悪化への懸念、漢族である「苦力」は外国人として扱い続けるべきか否かといった問題があった。これらは「民族協和」という建国理念と衝突するのみならず、國際政治上の支障ともなって国籍法案は立法化をみると画餅に帰した。

しかし、国籍法が未制定であるにもか

かわらず、日満の行政実務では「満洲国国籍」なる文言が汎用されていた。例えば、国籍の有無が重要な出入国管理行政である。日本内地では入国者や上陸者が満洲国内に本籍を有する者であれば「満洲国国籍」として処理していた。

一方、満洲国では一定期間、満洲国内に居住する事実を以て満洲国「国民」の判定基準とすることが慣例となっていた。「満洲国国籍」ではない者が満州国に入国する場合には、「入国証」の発給を受けなければならなかつた。「外国人」として入管法制の主たる対象となつたのは、毎年50～60万人が入国してくる「苦力」であつた。

では、慣習法上の「満洲国国籍」なるものがあつたとして、それはいかなる実効性をもつていたのであらうか。元来、国籍は取得による法的効果として、国家との間に権利義務関係を発生させるものとされてきた。参政権や兵役や外交保護がその代表例である。

だが、満洲国における参政権はといえば、前述の人権保障法が規定する「公務参与権」があつた。具体的には、立法院議員および地方団体議員に就任し、あるいはこれらの議員を選挙する権利とされていた。だが、満洲国皇帝（執政）の翼賛機関としての立法院は、その組織機構を規定する法令も制定されず、民意を代

表1 満洲国在住日本人・朝鮮人人口の推移（1932～1940年、数字は年度末）

単位：人

年度	満洲国総人口		日本人（内地人）		朝鮮人	
	人口	増加数	人口	増加数	人口	増加数
1932	29,968,837		(116,589) ※		(27,956) ※	
1933	31,234,032	1,265,196	178,680		579,884	
1934	33,135,296	2,081,263	241,804	63,174	690,716	110,832
1935	34,702,319	1,387,023	318,770	76,966	774,627	83,911
1936	35,870,573	1,168,254	392,742	73,972	894,744	120,117
1937	36,949,972	1,079,399	418,300	25,558	931,620	36,876
1938	38,623,640	1,673,668	522,189	103,889	1,056,308	124,688
1939	39,454,026	830,386	642,356	120,167	1,162,127	105,819
1940	41,660,672	2,206,646	862,245	219,889	1,345,212	143,985

※満鉄附属地のみ

出典：石原巖「満洲国将来人口の予想」『調査』第1卷第3号、1941年12月、p.7より

一方、「満洲国人民」の兵役義務については、1932年4月に創設された満洲国軍は志願兵制をとり、徴兵は1940年4月11日に國兵法（康徳7年勅令第71号）が公布されるまで制度化されなかった。國兵法は満洲国に本籍を有する満19歳以上の「帝国人民タル男子」を兵役義務の対象としていたが、第1条の但し書きに「同盟國ノ国籍ヲ有スル者」すなわち「日本国籍」を有する者（日本人・朝鮮人）は志願兵のみに服するものとされ、実質的に適用外とされた。

個人が特定の国家に帰属し、その国籍を保持する国際的な公文書となるのが旅券である。満洲国では1937年12月22日公布の「外国旅券規則」（康徳4年院令第31号）に基づき、外国に旅行する者に旅券を発行していた。満洲国の旅券が通用したのは、満洲国を承認した枢軸国（ドイツ、イタリアなど20カ国余りであった）。要するに行政上に表れた「満洲国国籍」とはさしたる実効的機能をもたない観念的なものであり、日本人を「日満二重国籍」として扱ったとしても統治上の弊害はなかったのである。

## 満洲国における「日本人」の証明

### —民籍か、戸籍か

満洲国では戸籍法についても建国の当初から制定が必要と考えられていた。その第一の目的は各地に出没する「匪賊」の検索という治安警察的なものであつた。國際法学者・大平善悟は1932年9月に満洲国司法部および國務院法制局に提出した「満洲国国籍法草案」において「満洲国ノ住民ノ範囲極メテ不明ナリ。戸籍法ヲ施行セサル限り、本問題ハ解決ハ困難ナルヘシ」（傍点、筆者）と述べていた。すなわち、満洲国を独立国家として完成させる「最高政策」となる国籍法の制定には戸籍法の制定を不可欠とみていたのである。だが、戸籍は日本の「家」の観念に基づく制度である。建国の主体とされた「五族」にしても仔細にみれば20余りの種族に分別され、家族に関する慣習も多様な民族を抱える満洲国では、全国統一的な戸籍法の制定は難儀であった。したがって、満洲国では警察による戸口調査が戸籍に代わる住民把握と人口統計の重要な資料であった。

第一次満洲開拓民計画が実施に移された1937年以降、日本人の満洲移住は累年うなぎのぼりの増加を示し、1938年に50万人を超えた（表1）。在満日本人人口の増加に伴い、満洲国籍法制定の隘路ともなつていた日本人の治外法権について、日本政府は満洲国との間で1936年6月10日に「満洲国ニ於ケル日本國臣民ノ居住及満洲國ノ課稅等ニ關スル日本國満洲國間條約」を締結し、これの撤廃に踏み切った。

表2 第1回臨時国勢調査（1940年10月1日）

单位：人

内訳		人 数	比率 (%)
満洲国総人口		43,202,880	100.0
満洲人	総 数	40,858,473	94.6
	漢 族	36,870,978	90.2
	満 洲 族	2,677,288	6.2
	モンゴル人	1,065,792	2.5
	回 教 族	194,473	0.5
日本人	総 数	2,271,495	5.3
	内 地 人	819,614	1.9
	朝 鮮 人	1,450,384	3.4
無 国 籍 人		69,180	0.2
そ の 他		3,732	0.0

出典：満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』 満蒙同胞援護会 1971 p.58より

回の国勢調査が実施された（表22）。日本人人口が急増していたとはいえ、全人口の9割を占める漢族との差は歴然としていた。この国勢調査によって記録された者が「満洲国人民」として民籍に編入された。民籍は世帯を単位に編製され、記載事項は本籍（籍貫）、住所、出生地、種族、来満年月日などであった。

だが、日本人は日本にある本籍を保持したまま、満洲国に民籍法に基づいて新たに本籍を設定する、という二重登録が実施された。日本の戸籍法（1914年法律第26号）は複数の本籍をもつことを禁止していたが、満洲国を「外国」と扱うことでの二重本籍も認められたのである。

たが、治外法権撤廃後も日本側の掌中に残されたのが日本人の戸籍に関する事務である。従前は日本領事館が処理していた在満日本人の戸籍事務は、治外法権撤廃後は廃止される領事館に替わって日本大使館が引き継ぐこととなり、日本人の手で取り扱うことに相違なかつた。そして在満日本人の婚姻や養子縁組などの身分行為については、日本の民法に準拠すべきものとされていた。「臣民」という帰属意識の命脈となる戸籍に関する事務は、治外法権撤廃後も日本側が掌握せねばならなかつたのである。

および戸籍法に替わり、多元的民族の慣習に適した身分登録法として制定されたのが民籍法である。1940年8月に公布された「暫行民籍法」は複合民族を民籍に編入することで「満洲国人民」の身分を公証し、「国民」意識を醸成する目的で制定された。暫行民籍法の適用対象となる「満洲国人民」の範囲は、満洲国政府の公式見解によれば「国内ニ生活ハ、本拠ヲ有スル日、鮮、漢、滿、蒙、ノ建国ノ聖業参加ノ民族デアル」としており、すなわち「五族」であった。

さらに日本政府は在満日本人の人口増加に対応して1942年12月23日「満洲国ニ在住スル日本人ノ就籍ノ特例ニ関スル件」(康徳9年勅令第254号)を公布し、在満日本人は司法手続を省略して簡易に民籍への就籍を行えるものとした。ただし、日本人の民籍の編製形式などについては日本の戸籍法に符合したものとすることが第一義とされた。例えば、日本では家族として戸籍に登載されない「妾」は、民籍簿でもこれと同様に家族と扱われなかつた。

1940年10月1日満洲国全土で第1

しての公式な証明ということになる。だが、なにより暫行民籍法には核心となるべき満洲国の「国籍」の定義やその取得・喪失については規定がなかった。しかも日本人は民籍への登録によって日本国籍を失うものとはされたなかつたので、民籍は「満洲国国籍」を意味するものでもなかつた。「国民」の身分証明としての民籍制度は未完のまま終わった。日本人は満洲国にあつても「日本臣民」として戸籍に繋縛され、「純血」の証明となる戸籍は満洲国でも不可侵の扱いとされたのである。

日本人も、すべて日本の戸籍に繋縛されたことが物語っている。「日本人」の国籍証明である戸籍は、満洲国において「指導民族」たる日本人の「血統」を証明するものとなる。そう考えると、満洲国の国籍法を制定し、「満洲国国籍」を法制上に具現することは、日本人の「帝國臣民」意識を希薄化させるという懸念もあつたと推察されるのである。

満洲国は独自の国籍法も戸籍法も存在しないままに終わった。既述のように、慣習法的な概念として「満洲国人民」や「外国人」といった文言が法令や通達において先行していたものの、これは「国籍」としての実質的機能は無に等しいものであった。統治者にとって「満洲国国籍」を創設することは、結局、満洲国が独立国家であるという体裁を整え、在満日本人の地位を名目的な満洲国の「国民」として演出するための方便であった。それによって満洲国を日本の属国とみなす国際的批判を回避するための砦でさえあればよかつたのであろう。しかしながら、「国民」の法的範囲を規定できなかつた満洲国は「独立国家」たる面目の色褪せるままに終幕に向かつたのである。

（3月22日・公開フォーラム）

おわりに

満洲国における国籍と戸籍の問題を通じて浮かび上るのは、満洲国と日本の関係をいかに合理化するかという統治者の懊惱である。そのなかで選択されたのは、日本人は満洲国にあつても「日本人」として扱うという方針であつた。満洲国に生活する日本人は、日滿両政府によって名実ともに日本国籍として処遇され、「帝国臣民」としての帰属意識、愛国心を堅持させることが第一義とされた。それは満洲国の官吏として招かれた日本人も、開拓移民として満洲国に送り込まれ

#### ○参考・引用文献

遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲、朝鮮、台湾』明石書店2010

大平善悟『満洲国の国籍問題』東京商科大学国立学会編『東京商科大学研究年報 法学研究第2号』1933

木戸幸一著『木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記 上巻』東京大学出版会1966

高橋貞三『満洲国基本法』有斐閣1946

『満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』 満蒙同胞援護会1971

『満洲国現勢』満洲国通信社1934  
『満洲国治安部警務司編 加藤豊隆校閲『満洲国警察史』加藤豊隆発行1976

#### 講師略歴（えんどう まさたか）

1972年 千葉県生まれ。

早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。  
同大学院政治学研究科博士課程修了。  
博士（政治学）。

著書『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲、朝鮮、台湾』明石書店2010